

高浜町新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）は、感染症発生時に国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。
- 特措法では、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（疾病にかかった場合の症状の程度が危篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）、新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）を対象としている。

第2章 高浜町新型インフルエンザ等対策行動計画の作成と感染症危機対応

- 令和2年2月以降3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われた結果、感染症危機が社会のあらゆる場面に影響し、町民の生活及び健康へ大きな脅威となることが強く認識された。
- 次なる感染症危機は将来必ず到来するとの認識の下、新型コロナ対応時の知見を反映し、高浜町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を改定する。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等

- 「感染症拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護」「町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化」を主たる目的として対策を講じる。
- 対策実施上の時期区分を、準備期、初動期、対応期の3つに分け、過去に流行した呼吸器感染症を念頭に、時期ごとの対応の特徴も踏まえ有事のシナリオを想定する。

準備期	初動期	対応期
国内における新型インフルエンザ等の発生の情報を察知するまで	国内外における新型インフルエンザ等の情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで	基本的対処方針が実行されて以降

- 新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階において、平時の備えの整理や拡充、基本的人権の尊重に留意し各種法令や計画に基づき、国や県と連携し的確かつ迅速な対策の実施に万全を期す。
- 市町村は、住民に最も近い行政単位であり、ワクチン接種や生活支援等、国が決定した基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。

第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点

- 各対策項目の基本理念と目標、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。
- 新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、①人材育成、②町、国及び県の連携、③DXの推進、の視点は、複数の対策項目に共通して考慮する。

第3章 町行動計画の実効性確保等

- 新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修等の取組を通じて平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

取組については、国、県と連携しそれぞれの役割分担のもと一体的に行う必要があるため、国、県の取組を含めて記載する。

第1章 実施体制

<考え方>

- 平時から国及び県等との情報共有や連携体制の確保、若狭健康福祉センターと連携した実践的な訓練などを行うなどして、連携体制を強化する。
- 有事の際には連絡会議等の実施により全庁的な対応を進め、政府対策本部設置後は、町対策本部にて対応方針を決定する。

<具体的な取組>

準備期	初動期	対応期
・実践的な訓練の実施 ・町行動計画や業務継続計画の作成・変更 ・国及び県との情報共有・連携	・対策本部設置の検討や対策に係る措置の準備 ・全庁的な対応による必要人員体制の強化	・特定新型インフルエンザ等対策事務の代行や応援の要請 ・国および県からの財政支援の有効活用及び財政の確保 ・対策本部の設置

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

<考え方>

- 感染症危機においては、情報の錯綜、偽・誤情報の流布のおそれがあることから、感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、町民等が適切に判断・行動ができるよう、情報提供・共有等を行う。

<具体的な取組>

準備期	初動期	対応期
・感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有 ・町民からの相談受付 ・コールセンター等の設置準備	・町民に対する必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーション ・町民からの相談受付 ・コールセンター等の設置調整	・町民に対する必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーション ・町民からの相談受付 ・コールセンター等の継続

第3章 まん延防止

<考え方>

- 新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的に、対策等について事業者や町民へ周知などを行う。

<具体的な取組>

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策の普及 ・自ら感染が疑われる場合の対応についての理解促進 ・関係機関との平時からの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく対応の準備など、国内でのまん延防止対策の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛、基本的な感染対策等の要請・周知 ・多数の者が利用する施設の使用制限や停止の要請・周知

第4章 ワクチン

<考え方>

- ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる。
- 医師会や県内卸売販売業者団体等の関係団体とともに、接種の具体的な体制や実施方法について平時から準備を進める。

<具体的な取組>

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築と、対象者数の把握・試算 ・町民への情報提供・共有 ・庁内関係部門、学校保健との連携 ・事務デジタル化の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・接種会場や医療従事者、ワクチン接種に必要な資材の確保 ・全庁的な実施体制の確保 ・接種実施医療機関の確保や集団接種での接種など、円滑な接種に向けた協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンや資材の供給 ・接種会場や接種開始日、相談窓口の周知 ・システムを活用した接種記録の適切な管理 ・健康被害救済制度についての情報提供及び相談対応

第5章 保健

<考え方>

- 地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施する際には、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得る。
- 町は、保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、県からの要請を受けて人員の確保や健康観察等の必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

<具体的な取組>

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症危機に備える体制構築（平時からの若狭健康福祉センターとの連携） 	<ul style="list-style-type: none"> ・有事体制への移行準備（県から要請を受けた人員の確保） 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察や生活支援（食事の提供、物品の支援等）の実施

第6章 物資

<考え方>

- 新型インフルエンザ等が発生した場合は急速にまん延する可能性があるため、感染症対策物資等が不足することにより、生命や健康に影響が生じることを防ぐ。
- 町は、所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施時に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。

<具体的な取組>

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等の備蓄 ・定期的な備蓄状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資の備蓄状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・初動期の対応に引き続き感染症対策物資等の確認を行い、必要な対応を行う

第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保

<考え方>

- 新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害を及ぼすとともに、町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があるため、国や県と連携しながら、平時より新型インフルエンザ等の発生に備えた必要な準備を行うことを事業者や町民等に勧奨する。
- 有事の際には、地域の実情などにも留意しながら適切な支援を検討する。

<具体的な取組>

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や庁内での連携のための情報共有体制整備 ・行政手続きや給付・交付に係る仕組みの整備 ・事業者や町民への衛生用品や生活必需品当備蓄の勧奨 ・火葬体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の健康管理や感染拡大防止に必要な対策の準備等、事業継続に向けた準備等の周知 ・生活関連物資等購入についての適切な行動の呼びかけ ・一時的な遺体安置場所の確保の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス対策やフレイル予防等心身の影響に関する施策の実施 ・こどもの学びの保証や居場所の確保等の必要な支援 ・生活関連物資等の価格安定等に対する適切な措置実施 ・埋葬・火葬の特例に基づく手続き